

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成26年11月21日（金）

担当課：こども部 こども施策推進準備室

件 名：大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の改正等について			
提出理由：子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、利用者負担額を定める大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の改正等を行うにあたり、その内容について了承を得るため			
内 容：			
1. 背景		・また、新制度に向けた関係例規の整備として、これまで規則に定めていた、公立保育所の延長保育、一時預かり、病児保育の利用者負担額についても、条例に規定していく。	
・平成 27 年 4 月 1 日から実施される「子ども・子育て支援新制度」において、市町村は、保護者の申請により、就学前の子どもの保育の必要性について、その有無を判断し、認定を行う。		3. 条例に規定する利用者負担額	
・保育の必要がないと認定した 3 歳以上の子どもには、保護者の希望に応じ、幼稚園等で教育を提供する。一方、保育の必要があると認定した子どもには、保育所や地域型保育事業等で保育を提供する。		(1) 新制度の公定価格に基づき条例に定めるもの	
・新制度における幼稚園、保育所、地域型保育事業等では、国の基準（公定価格）により運営費が積算され、その一部を担う保育料（以下「利用者負担額」という。）については、市が条例等により定めることとされており、合わせて減免規定についても条例に規定する必要がある。		・次の表に掲げる額を上限として、保護者の所得状況等に応じた段階的な負担となるよう、幼稚園は 6 区分、保育所は現行と同様の 23 区分に分けて利用者負担額を設定する。	
・ただし、幼稚園については、新制度へ移行しないことも選択でき、希望しない園では、従来どおり施設が独自に利用者負担額を設定する。			
・また、現行の公立及び民間保育所の利用者負担額は、児童福祉法第 56 条に基づき、規則で定めて徴収しているが、新制度では同条の規定が削除されることから、徴収根拠についても新たに条例に規定する必要がある。			
2. 条例改正等の考え方			
・利用者負担額は、国の基準を上限とし、教育と保育に分けて規定する。			
・幼稚園など、教育に関する利用者負担額は、教育標準時間（4 時間）として、国基準に準拠したものとする。			
・保育所など、保育に関する利用者負担額は、保育標準時間（11 時間）と保育短時間（8 時間）に分けて定めることとし、子育て世帯の負担軽減と女性の社会進出を支援する観点から、国基準より低い現状の水準を維持していくことを基本とする。			
・以上を踏まえ、条例に、利用者負担額、徴収根拠及び減免規定を定めるとともに、負担額の納入期限など手続きに関する事項を規則に定める。			
経 過		今後の予定	
H24. 8 子ども・子育て関連 3 法 公布		H27. 1 利用者負担額の政令公布	
H26. 6 国の説明資料提示		子ども・子育て会議での意見聴取	
H26. 7 市民意見公募手続の実施（罰則）		H27. 2 議案上程	
H26. 8 子ども・子育て会議での意見聴取（利用者負担額）		H27. 3 保育料決定	
		H27. 4 条例施行	